

(その1)

- 注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を き、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。



収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

てつようかい、

1 政治団体の名称

鉄葉会、

2 主たる事務所の所在地

千葉市中央区中央3-8-8, 中央CIB3階、

3 代表者の氏名

臼井 正人、

4 会計責任者の氏名

桜井 真人、

事務担当者の氏名

蛭田 恭平

(電話)

043-224-2002

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

(現職・候補者の別)

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間

☐ 1年を通じて適用

☐ 対象年の途中での適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)

から まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☐ 政党の支部

☐ 政党

☒ その他の政治団体(後援会等)、

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内、

資金管理団体の指定の有無

☐ 無

☒ 有、

(以下 指定有の場合のみ記載)

公職の種類

千葉県議会議員

(現職・候補者の別)

(候補者となろうとする者)、

資金管理団体の届出をした者の氏名

臼井正人、

資金管理団体の指定の期間

☒ 1年を通じて適用

☐ 対象年の途中での適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)

から まで

処理欄 (下欄には何も記載しないこと)

団体コード	年分	異動	表	番	行	届出年月日
354510061010000070311						

異動

1	新規
2	修正
3	取消

整理番号

翌年への繰越金

¥263

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表0200と表1600及び（その18）宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

	14	16	77	88
(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	263
① (前年からの繰越額)	0	2	0	263
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)	0	3	0	0
(2) 支 出 総 額 (表1400の合計額)	0	4	0	0
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0	263

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額 A	0	6	0	0
員 数	0	7	0	0

(2) 寄 附											
ア 寄 附（イを除く。）の 区 分				行 番			金 額		備 考		
							十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附				0	8	0				0	内訳を表0600へ記載すること。
〔 うち 特 定 寄 附 〕				0	9	0				0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附				1	0	0				0	内訳を表0611へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				1	1	0				0	内訳を表0620へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				1	2	0				0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				1	3	0				0	内訳を表070□へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附				1	4	0				0	内訳を表1000へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)				1	5	0				0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

10 13
1 6 0 0

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表17□□に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
資 産 等 の 項 目 別 区 分			14			16			有 ※注(3)参照 88	無	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			0	1	0	0	2	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ア	土	地	0	1	0				☐	☒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
イ	建	物	0	2	0				☐	☒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		0	3	0				☐	☒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
エ	取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産		0	4	0				☐	☒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
オ	預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)		0	5	0				☐	☒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
カ	金	銭	信	託	0	6	0		☐	☒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
キ	有	価	証	券	0	7	0		☐	☒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ク	出	資	に	よ	る	権	利	0	8	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</

全団体必要

宣 誓 書

全団体必要

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☐ 領収書等の写し
☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 10 日

政治団体の名称 **鉄葉会**

会計責任者の氏名 **桜井 真人**



※解散の場合以外は、代表者の氏名は記入しないこと (通常は未記入となります。)

(代表者の氏名



※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要